

令和8年度医師派遣調整の進め方(案) について

前回までの論点① 令和8年度医師派遣調整について

- 引き続き、地域医療構想調整会議との連携を図りつつ、医師派遣調整をより実効性の高いものとするため、令和8年度は昨年度の課題を踏まえることはもとより、令和8年度から策定作業が始まる「新たな地域医療構想」の議論にも資するよう、進め方を一部見直すこととし、具体的な方針については令和8年度第1回の地対協で協議することとしてはどうか。

現行の進め方の主な課題

- ・地域医療構想調整会議において医療機関の役割分担・機能連携等の議論をより深めたうえで「地域として必要な医師」を要望していただく必要がある。
- ・要望の人数上限ルールのなかで、より多くの医療機関の要望を提出するため1名ずつの要望となる傾向が生じ、その結果、派遣元大学が希望する「指導医と専攻医」のような複数人の派遣要望が出しにくくなっており、地域における医療機関の役割分担の明確化（集約化）を踏まえ、限りある医療資源の有効活用を図るため、重点配置すべき診療科・医療機関を地域で絞り込むことを促進する必要がある。

新たな地域医療構想について

- ・「新たな地域医療構想」においては、医療機関機能に着目して役割分担を明確化する「医療機関機能報告」が開始されるなど、今後は、地域において連携・再編・集約化に向けた議論がこれまで以上に求められることとなる。

令和8年度医師派遣調整の方針

- 限りある医療資源の適正配置のためには、地域医療構想との整合性を図り、医療機関の役割分担の明確化（集約化）と将来の方向性等を見据えた、**「地域における議論」を促進**していく必要がある。

派遣スキーム

- 1 各地域において、政策医療提供体制の充実を図る観点から、**重点的に議論する診療科を絞り込んだ上で、診療科ごとに地域の現状や対応方針を整理**
⇒（一次回答）
- 2 一次回答に対する、地対協委員や各部会からの意見等も踏まえた上で、地域において重点配置すべき診療科が整理されたことを前提に、**要望人数の上限は機械的に設定せず、診療科・医療機関・医師数を要望**
⇒（二次回答）

令和8年度の医師派遣の枠組み

◆派遣要望のルール

- 一次回答で派遣要望できる「診療科」の件数については、下記のとおり上限を設定。
- 二次回答では、重点配置すべき診療科・医療機関を地域で絞り込むことを促進する観点から、原則診療科の重複は認めないこととし、また診療科の人数上限についても設定しない。

<令和7年度との比較>

区分	R 7	R 8	1 診療科あたり、平均1.5人の要望があると仮定した場合に、R5の協議において整理した、 県全体で原則40人程度 となるよう設定
診療科の上限	なし	医師少数区域： <u>3 診療科</u> その他： <u>2 診療科</u>	
診療科の重複	原則認めないが、やむを得ない理由がある場合は可	同 左	
人数の上限	医師少数区域：5 人 その他：4 人	—	
医療圏間の要望枠の融通	可	同 左	

<医師派遣調整の対象とする政策医療分野について>

- ・第8次保健医療計画を踏まえ、昨年度と同様。
 - 5 疾病：がん、脳卒中、心血管疾患（※対象外：糖尿病、精神疾患）
 - 6 事業：救急医療、周産期医療、小児医療（※対象外：災害医療、へき地医療、感染症）
 - 在宅医療：対象外

令和8年度のスケジュール

■ 派遣調整の流れ

派遣元大学等の医師配置の考え方・条件等を地域へ事前共有【5月中】

地域からの 一次回答

【7月上旬頃】

○ **令和8年度に重点的に配置する診療科**（**少数区域3診療科、その他2診療科まで**）

- ① 地域の政策医療体制の現状
- ② 政策医療体制提供体制に必要な診療科の地域におけるこれまでの取組と課題
- ③ 地域としての対応方針(医療機関の役割分担・連携・機能分化の方向性など)
- ④ 関連データ（医療提供状況等に関するデータ、医師の配置状況）

地対協委員、部会への意見聴取

【7月中】

- ・ 地域の現状認識が妥当か
- ・ 対応方針の方向性が適切か
- ・ 派遣要望を検討する前提としての整理が十分か

地域からの 二次回答

【8月下旬】

○ **地域としての医師派遣要望**

- ① 一次回答における地対協（部会）委員からの意見に対する回答
- ② 具体的な派遣要望（派遣人数、医療機関の根拠（**原則、診療科重複不可**）等）
- ③ 派遣により見込まれる効果
- ④ 派遣元大学等の条件との整合性（整合しない場合にはその理由や対応など）

地対協にて、地域からのプレゼンを実施

【10月頃】

- ・ 役割分担・機能連携等の議論を経て、地域として必要性が十分に検討された要望か
- ・ 要望する診療科・医療機関・医師数は適切か

地対協において、大学へ派遣要請すべきかについて、地域としての対応方針等を踏まえ、地域で決定した診療科・医療機関・医師数についての適否の判断 【11月頃】

※地域で重点的に配置する診療科において、要望時には予測できなかった、退職や派遣引き上げなどのやむを得ない要因が生じた場合には、追加要請も可。